京都府奨学のための給付金　対象確認シート

「一部早期給付申請2回目含む」または「家計急変」

○京都府奨学のための給付金の対象であるか、チャート図で確認してください。

○対象の方は、「一部早期給付申請２回目含む」または「家計急変」のどちらに該当するか確認してください。該当する申請書類を事務室で受取ってください。

　※申請書類の様式及び提出書類が異なりますので、必ずどちらの給付金に該当するかお知らせください。（または該当する給付金のリーフレットを御持参ください。）

○「一部早期給付申請２回目含む」について、新入生で一部早期給付を申請された方、2.3年生で前年度申請された方については、今年度の申請書類を別途ホームルーム担任よりお渡しします。
　今年度は該当されない場合には、お手数ですが事務室まで御連絡いただくか、申請書類を返却してください。

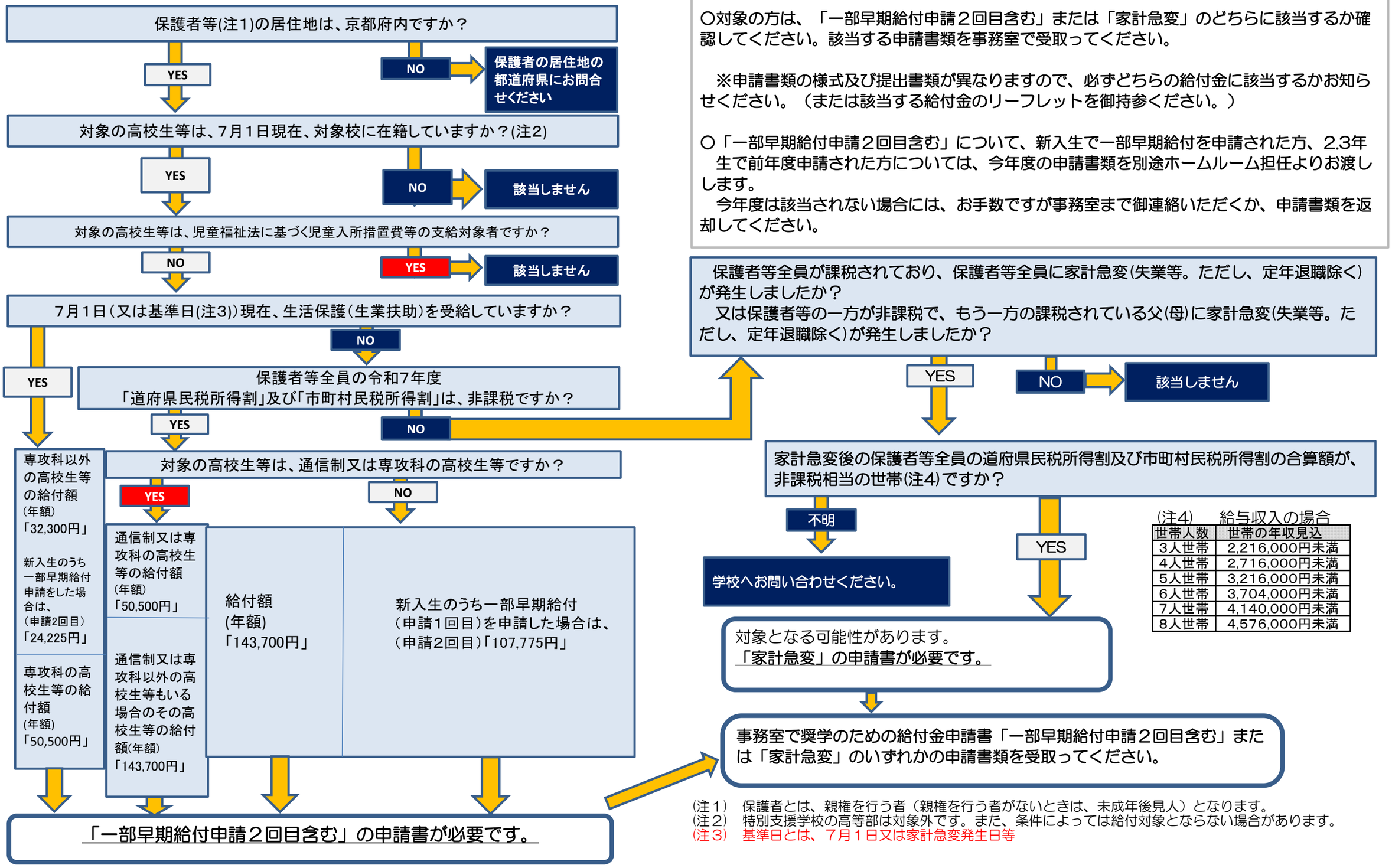

（注4）　給与収入の場合

世帯人数	世帯の年収見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

（注１）　保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）となります。
（注２）　特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。
（注３）　基準日とは、７月１日又は家計急変発生日等